審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法	法令番号	昭和 53 年法律第 36 号
手続名	森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可	根拠条項	第１０８条の３第２項（第８４条第２項準用）

審査基準	
	第１０８条の３第２項において準用する第８４条第２項の規定による森林組合連合会の権利義務の包括承継の認可に係る審査基準は、同条第３項において準用する第７９条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該森林組合の定款が「森林組合模範定款例」（昭和５３年７月２６日付け５３林野組第１５７号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。

受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	２月	目次№	６４－６
						標準経由期間	日		